

令和8年熊本地震による災害ごみの仮置場への搬入について

1. 搬入場所

くまトヨスポーツパーク（嘉島町総合運動公園）西側駐車場及び広場
※別添位置図のとおり。

2. 搬入期間

令和8年8月1日（土）～令和8年8月31日（月）

※日曜日は受入れを中止します。（ただし、2日、9日は受入れます。）

※令和8年8月11日（火）～令和8年8月16日（日）まではお盆休みのため受入れできません。

2. 搬入可能時間

午前部 8時30分から11時30分まで（11時30分受付分まで）

午後部 13時30分から16時30分まで（16時30分受付分まで）

※11時30分から13時30分は受入れません。

3. 注意事項

搬入される方は**運転免許証等本人確認書類**を提示してください。

※町内で発生した災害廃棄物以外は受入れません。

※**分別されていないごみは受入れできません。**

※**荷下ろしは原則自分で行ってください。**

※道路通行時、道路上への木くず等の落下がないよう十分注意してください。（テールゲートを付け、ロープで固定する等の対策をお願いいたします。）

4. 廃棄物の分別

① ガラス・陶磁器くず

② 家電類（※ブラウン管テレビについては、受入れできません。）

③ 廃プラスチック

④ 瓦

⑤ 畳

⑥ コンクリートがら

⑦ 布団

⑧ 木くず（家具類）

※家具でガラスが付いているもの（サッシなど）は、可能な限りガラスと

木材に分別してください。

⑨ ソファ・ベッド

⑩ 木くず

⑪ 金属くず

※空き缶、スプレー缶は、家庭ごみで出してください。

⑫ 石膏ボード・スレート等

5. 受入れできない廃棄物

① 通常のごみ収集で出せるもの（粗大ごみで出せるものを含む）

② 燃えるごみ（紙ごみ、ビニール袋、衣服、プラスチックなどを含む）

③ 一般家庭以外から出るごみ（事業系廃棄物）

④ 農業機械、タイヤ、バッテリーなど一般家庭からの災害ごみとして見られないもの

⑤ 灯油・消火器・蛍光灯・ボンベ等の危険物

お問合せ先：嘉島町役場 水環境課

代表：096-237-1111（134）

直通：096-237-2652